

# 長期収載品の選定療養費について

長期収載品の選定療養費とは令和6年の診療報酬改定により、令和6年10月1日から導入される制度で、患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を選択した場合に、その差額の4分の1を自己負担していただく制度です。

患者さんが長期収載品を希望された場合は、選定療養費として自己負担が発生します。

## 【対象となる医薬品】

・後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が50%以上を超える長期収載品で、外来患者さんが対象となります。（※在宅注射剤も対象となります）

## 【対象外となる場合】

- ・医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・後発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品
- ・入院患者

## 【負担金額】

・長期収載品（先発医薬品）の薬価と後発医薬品で一番高い薬価の価格差から4分の1を選定療養費としてお支払いいただきます。（※選定療養費には消費税もかかります）

令和6年10月1日  
周南市立新南陽市民病院